

令和6年度 県工事事務防止対策事業計画



目 次

はじめに

令和6年度県工事事務事故防止対策事業計画

1. 令和5年（暦年）事故の発生状況と特徴	2
2. 令和5年度事故防止対策の取組状況	5
3. 令和6年度県工事事務事故防止対策における重点事項	7
4. 令和6年度における具体的な取組	9
(1) 安全文化の創造	9
①法令等の遵守	9
②研修機会の拡充	11
③安全情報の一般公開	12
④優れた施工業者の選定	12
(2) 労働災害の防止	13
①労働災害の予防	13
②労働災害の再発防止	14
③工事発注者としての取組	14
(3) 安全管理体制の充実	16
①安全管理体制の充実	16

はじめに

本県においては、昭和 53 年に 7 人が死亡した土砂崩壊事故をきっかけに「県工事事務事故防止対策委員会」を設置し、安全管理体制の整備をはじめ、各工事現場における安全点検や安全管理に関する研修の実施等、労働災害の防止に取り組んでいます。

また、事故防止対策を総合的かつ計画的に進めるため、平成 8 年に第 1 次県工事事務事故防止対策推進計画（5 カ年計画）が策定されて以来、種々の施策を実施して事故防止に努めてきました。

令和 3 年度末に策定した第 6 次県工事事務事故防止対策推進計画（令和 4 年～令和 8 年）（以下「第 6 次推進計画」という）において、計画期間内の基本方針、目標及び重点施策を以下のとおり定めています。

【第 6 次県工事事務事故防止対策推進計画】

<基本方針>

- 「危険ゼロ」の実現を目指す

<目標>

- 死亡災害ゼロ
- 第 3 次計画（震災前）の労働災害死傷者数の実績（74 人）より減少させる

<重点施策>

- 「法令等の遵守」、「研修機会の拡充」、「労働災害の予防」、「発注者としての取組」

令和 6 年度県工事事務事故防止対策事業計画（以下「令和 6 年度事業計画」という）は、令和 3 年度末に策定した第 6 次推進計画に基づく年次計画となります。

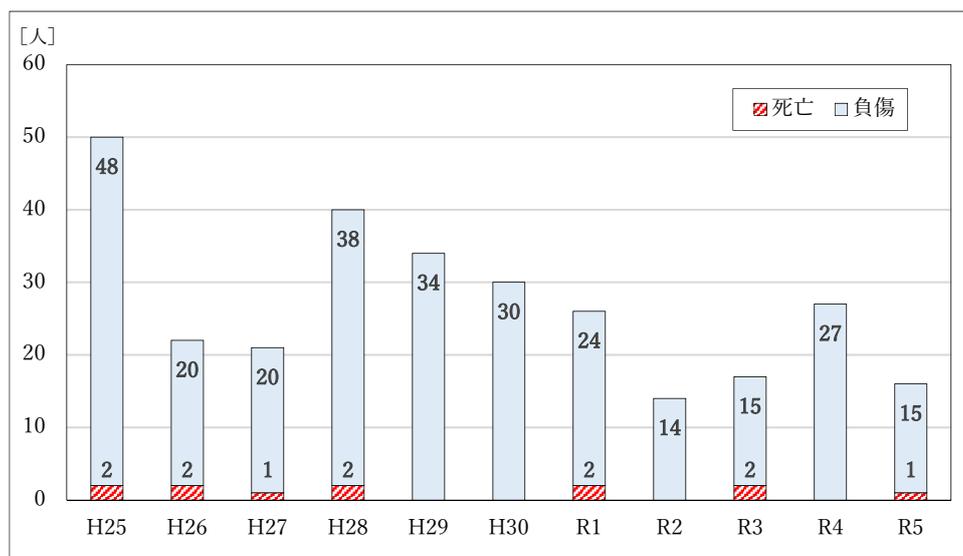
令和 6 年度事業計画においては、令和 5 年の発生傾向を踏まえ、重点事項を設定し、効果的に実施していくこととしています。

1. 令和5年（暦年）事故の発生状況と特徴

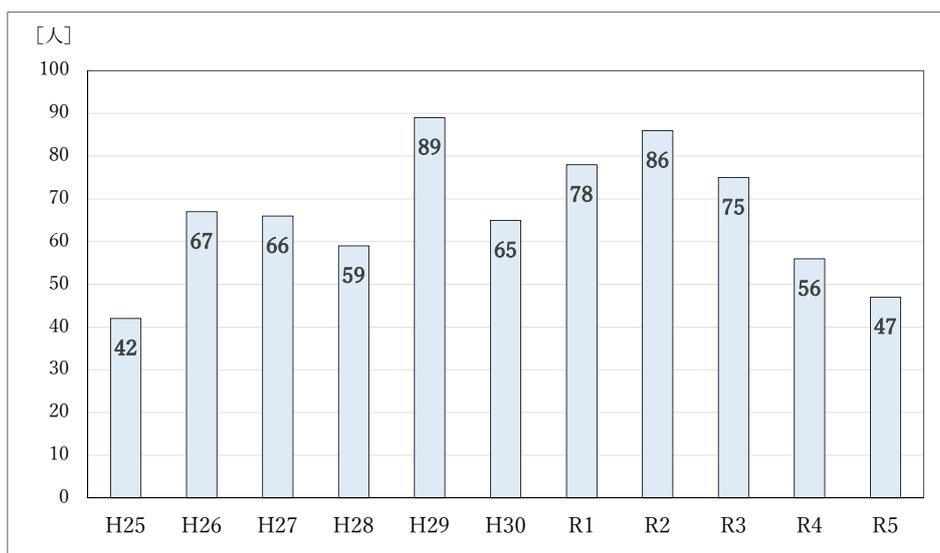
県発注工事における休業4日以上または全治30日以上の労働災害は、東日本大震災以降、復旧・復興工事に伴い増加傾向が続き、平成25年にピークを迎えました。その後、減少傾向に転じ、令和2年には14人まで減少し、震災前の水準（約18件）まで戻っています。

令和5年の休業4日以上または全治30日以上の労働災害については、16人で、うち15人が負傷者、1人が死亡者となりました。令和4年と比べると11人の大幅な減少となりましたが、残念ながら1人の死亡者が発生しました。

また、令和5年の物損公衆災害は47件で、昨年から9件減少しましたが、震災前の平均約20件と比べると依然として高い水準で推移しています。



<労働災害死傷者数の推移>



<物損公衆災害の推移>

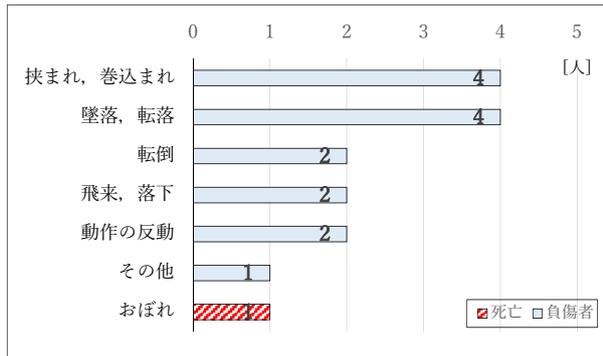
<令和5年（暦年）の特徴>

□ 労働災害

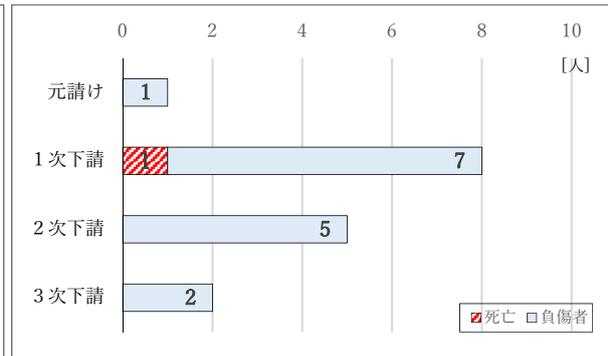
県発注工事における令和5年の労働災害死傷者数は、16人（うち死亡者は1人）で前年から11人減少しました。

事故の型別で見ると、「挟まれ、巻き込まれ」及び「墜落、転落」が最も多く発生しています。

施工体系別にみると、1次下請による事故が最も多く、次に2次下請、3次下請の順で事故が発生しており、下請業者による事故が多く発生しています。



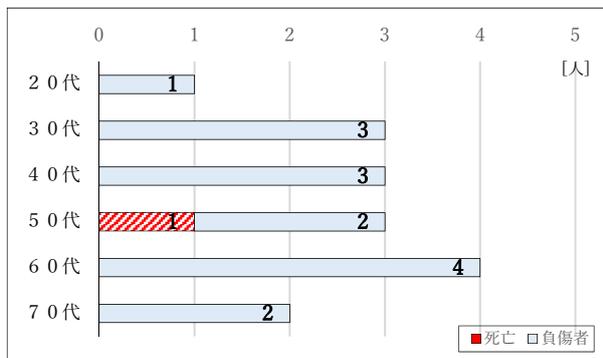
<労働災害の型別発生状況>



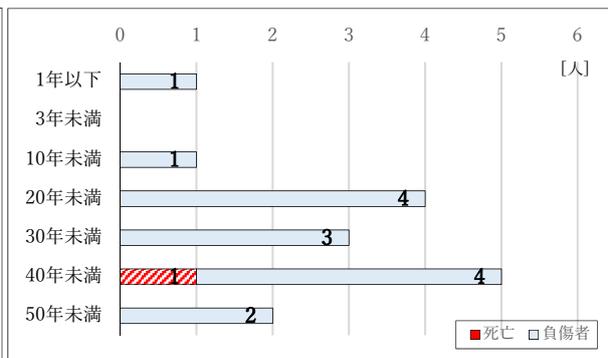
<労働災害の施工体系別発生状況>

年齢別にみると、30代から60代と幅広く事故が発生しており、経験年数の浅い20代による事故が最も少ない結果となりました。

経験年数で見ると、「40年未満」が最も多く、次に「20年未満」、「30年未満」の順で事故が発生しており、10年以上の経験豊富な世代による事故が多く発生しています。



<労働災害の年齢別発生状況>



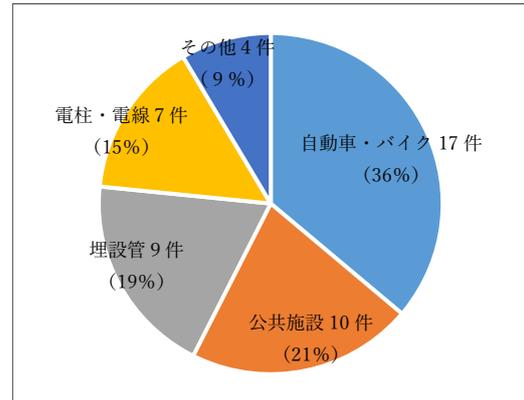
<労働災害の経験年数別発生状況>

□ 公衆災害

物損公衆災害（工事作業が起因して、第三者の資産に損害が生じた事故）は、47件発生しました。依然として多く発生している状況となっており、高い水準を推移しています。

また、令和5年の発生内訳として「自動車・バイク」、「公共施設」、「埋設管」、「電柱・電線」の順に事故が発生しています。

特に、「自動車・バイク」については、工事作業が起因して、飛び石などが発生し、走行中の自動車に接触する事故が多く発生しました。



< R 5 物損公衆災害の内訳 >

□ まとめ

- 令和5年の労働災害死傷者数は16人（うち死亡者1人）で、令和4年と比較すると11人減少したものの、死亡事故が1件発生
- 「墜落、転落」「挟まれ、巻き込まれ」による事故が、全体の5割（8件）発生
- 30代から60代による経験豊富な世代による事故が、全体の8割（13件）発生
- 物損公衆災害件数は、震災前（約20件）と比べると、依然として多く発生（47件）
特に、「自動車・バイク」が最も多く発生しており、飛び石による事故が多く発生

2. 令和5年度事故防止対策の取組状況

令和5年度県工事事務事故防止対策事業計画においては、下記の重点事項を掲げ、各種取組を実施してきました。

◇令和5年度事故防止対策にかかる重点事項

- 1 「墜落, 転落」「転倒」「飛来, 落下」「挟まれ, 巻き込まれ」「切れ, こすれ」に分類される災害の防止
- 2 経験の浅い作業員と経験豊富な作業員への経験年数に応じた安全衛生教育の徹底
- 3 高年齢労働者への安全衛生教育の徹底, 作業環境等の整備
- 4 物損公衆災害（自動車・バイク, 埋設管, 電柱・電線）の防止

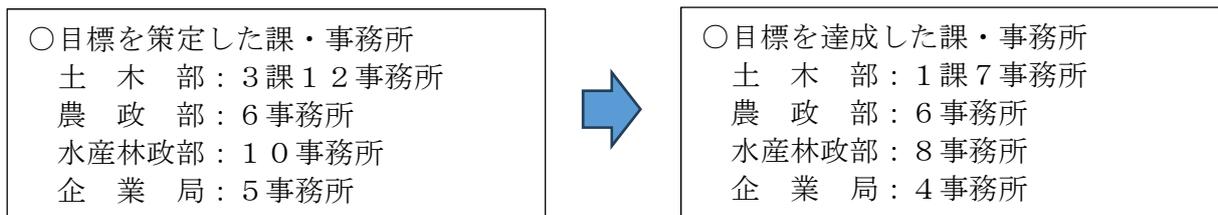
◇令和5年度事故防止対策の主な取組み

① 各部局の各事務所における型別傾向を踏まえた目標設定及び具体的な取組の実施（現場事務所へ掲示, 安全衛生教育時に下請業者へ配布・説明を実施するよう指導）

令和5年度に工事発注を予定する各部局（土木部・農政部・水産林政部・企業局）の課・事務所において、事故発生傾向を踏まえた安全管理目標と具体的な取組みを設定し、事故防止に取り組みました。

各課・事務所で設定した目標の達成状況については、全36課・事務所のうち26課・事務所で達成しており、事故防止に寄与しました。

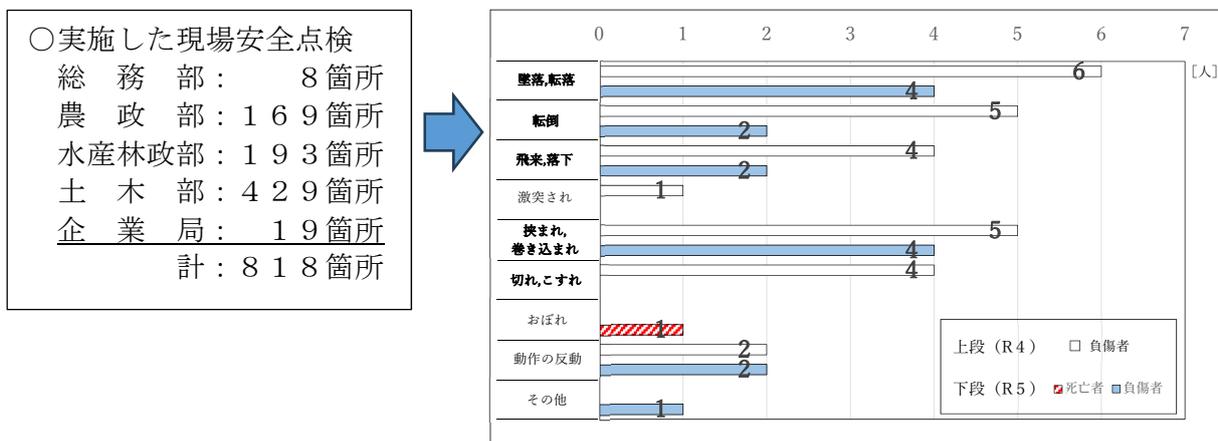
（※各事務所の安全管理目標については、事業管理課HP参照）



② 工事現場安全点検等の実施（特に作業環境の整備状況や墜落防止対策（はしごの固定等）の実施状況を確認）

令和5年度に工事発注を予定する全部局の課・事務所において、「墜落, 転落」「転倒」「飛来, 落下」「挟まれ, 巻き込まれ」「切れ, こすれ」に分類される災害の防止を重点事項に掲げて現場安全点検を実施しました。

現場安全点検の結果、重点事項に掲げている「墜落, 転落」「転倒」「飛来, 落下」「挟まれ, 巻き込まれ」「切れ, こすれ」に分類される災害は、いずれも減少しました。



<労働災害の型別発生状況の比較>

特に、令和4年に最も多かった6件の「墜落, 転落」災害のうち、4件が墜落防止対策の未徹底であり、いずれもはしごの固定が徹底されていないことが原因により、発生していたことから、令和5年度は墜落防止対策（はしごの固定等）の徹底を重点事項に掲げて安全パトロールを実施しました。

この結果、令和5年の「墜落, 転落」災害は4件に減少し、うち墜落防止対策の未徹底で発生した事故は1件にとどまりました。

<p>○令和4年「墜落, 転落」6件の内訳</p> <p>墜落防止対策の未徹底によるもの : 4件 (はしごが固定されていないなど)</p> <p>無理な動作によるもの : 1件</p> <p>重機の操作を誤ったもの : 1件</p>	➔	<p>○令和5年「墜落, 転落」4件の内訳</p> <p>墜落防止対策の未徹底によるもの : 1件 (はしごが固定されていないなど)</p> <p>無理な動作によるもの : 1件</p> <p>作業手順の未徹底によるもの : 2件</p>
--	---	--

また、令和4年は「転倒」災害が5件発生し、うち3件が現場資機材に足を取られて転倒する事故であったことから、令和5年度は作業環境の整備を重点事項に掲げて安全パトロールを実施しました。

この結果、令和5年の「転倒」災害は2件に減少し、資機材に足を取られて転倒する事故は1件にとどまりました。

<p>○令和4年「転倒」5件の内訳</p> <p>現場資機材につまずくなど : 3件</p> <p>無理な動作によるもの : 2件</p>	➔	<p>○令和5年「転倒」2件の内訳</p> <p>現場資機材につまずくなど : 1件</p> <p>無理な動作によるもの : 1件</p>
--	---	--

③ 安全講習会等の実施（型別に発生する事故の傾向を踏まえた講習会の実施）

県内各地区において、各労働基準監督署と共同で職員向け及び受注業者向けの安全講習会を実施しました。

労働基準監督署からは、令和4年の事故発生状況と昨今の労働安全衛生法の改定について講習していただきました。また、県においては、令和4年の県発注工事における事故の発生状況や事故傾向を踏まえた対策について講習を行いました。

○講習会実施した回数（※県単独開催も含む）	
大河原地区：	4回
仙台地区：	8回
大崎地区：	1回
栗原・登米地区：	3回
石巻地区：	2回
気仙沼地区：	2回
県庁：	5回
計：	25回

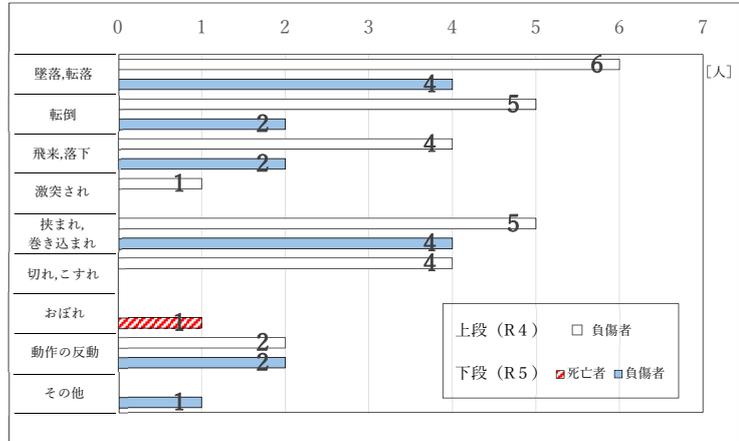
3. 令和6年度県工事事務事故防止対策における重点事項

令和6年度事業計画においては、令和5年の発生傾向を踏まえて、事故防止対策の課題と方向性を明確にし、重点事項を設定した上で、令和6年度の事故防止対策に取り組みます。

(1) 型別からみた対策の課題と方向性

墜落防止対策（はしごの固定等）の徹底を図ったことで、「墜落、転落」による事故は減少したものの、相対的には未だ多く、また「挟まれ、巻き込まれ」についても依然として多いことから、引き続き重点事項として取り組んでいく必要があります。

また、最も多く発生している「墜落、転落」「挟まれ、巻き込まれ」では油断・不注意による事故など発生していることを踏まえて、対策を講じていく必要があります。

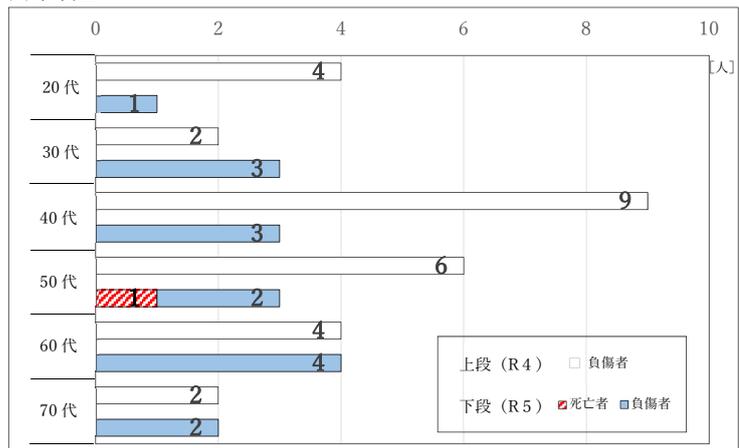


<労働災害の型別発生状況>

(2) 年齢別からみた対策の課題と方向性

作業環境の整備を重点的に指導したことで、現場資機材につまづくなどの高齢労働者による転倒事故などが減少しました。

一方で、30代から60代にかけて幅広い年代で事故が発生している状況であることから、各年代の事故事例や各年代で発生しやすい事故の傾向を踏まえた取組を行っていく必要があります。

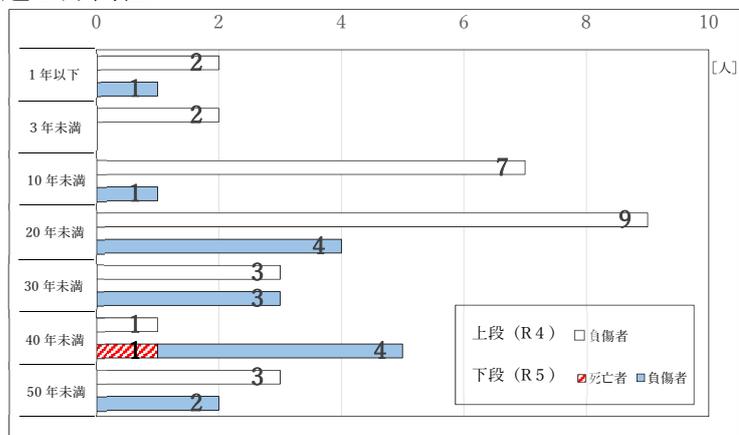


<労働災害の年齢別発生状況>

(3) 経験年数別からみた対策の課題と方向性

講習会等を通じて注意喚起等を行っていたが、経験年数が10年以上の経験豊富な作業員の事故は減少せず、増加している区分もありました。

また、経験豊富な作業員による事故は、「慣れや油断」が起因したものや作業計画が詳細に記載されおらず作業員に委ねているものなどが見られることから、引き続き経験年数に応じた安全衛生教育等を実施するとともに、作業計画書の明確化を徹底するよう強化していく必要があります。

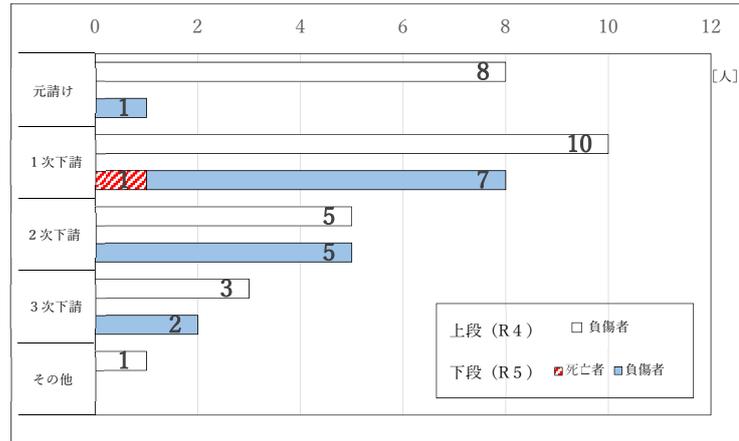


<労働災害の経験年数別発生状況>

(4) 施工体系別からみた対策の課題と方向性

契約約款や下請適正化要綱に基づき、適切な施工体制の徹底を図っているところであるが、下請けによる事故が多く発生しています。

令和5年については、下請未承認などの不適切な施工体制が見られることから、適切な施工体制の徹底を図るため、これまでの提出書面による確認だけでなく、現場における点検（現場作業員の所属確認など）を強化していく必要があります。

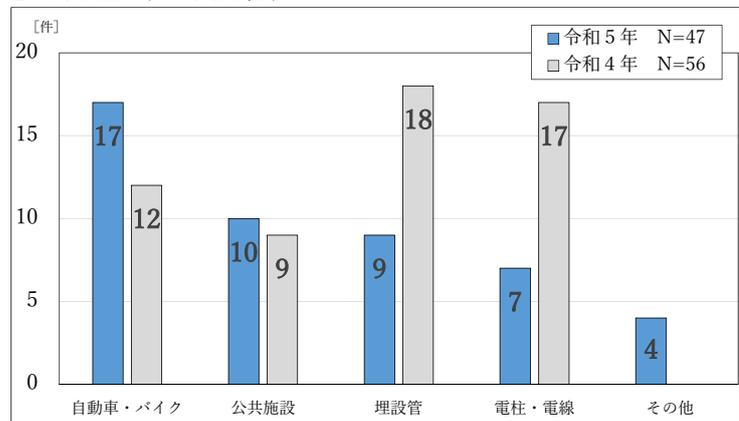


<労働災害の施工体系別発生状況の比較>

(5) 発生傾向からみた対策の課題と方向性（公衆災害）

令和5年の重点項目である「自動車・バイク」「埋設管」「電柱・電線」のうち、「埋設管」「電柱・電線」については、令和4年と比較すると半減しました。

しかしながら、「自動車・バイク」については、17件発生し、令和4年から1.4倍増加することとなった。特に飛び石による事故が10件と多く発生しており、重点項目として引き続き取り組んでいく必要があります。



<物損公衆災害の発生状況>

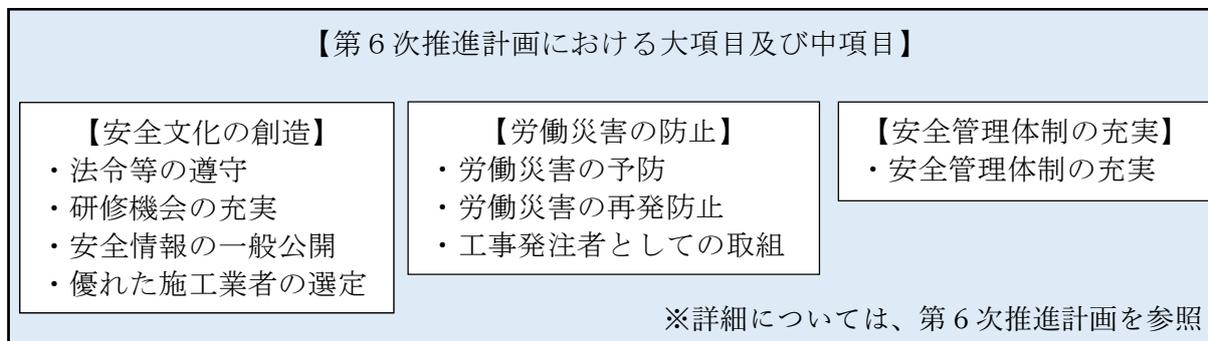
以上の方向性を踏まえて、下記のとおり4つの重点項目を設定し、事故防止に取り組んでいきます。

重点事項

- 1 現場の配置体制や下請承認に関する適正な手続きなどの適切な施工体制の徹底
- 2 「墜落, 転落」「挟まれ, 巻き込まれ」に分類される災害の防止
- 3 経験豊富な作業員への経験年数に応じた安全衛生教育の徹底
- 4 物損公衆災害（自動車・バイク）の防止（特に飛び石による被害の防止を徹底）

4. 令和6年度における具体的な取組

上位計画である第6次推進計画において、「安全文化の創造」、「労働災害の防止」、「安全管理体制の充実」の3つを大項目に設定し、具体的な取組内容を中項目及び小項目に設定しています。



本事業計画においても、第6次推進計画の大項目・中項目・小項目に沿って、先に設定した重点事項を基本に、下記のとおり具体的な取組みを実施していきます。

(1) 安全文化の創造

①法令等の遵守

イ 工事現場安全点検等の実施

令和6年度目標
全発注工事で最低年1回以上の点検を実施

[工事現場の点検]

「県工事安全管理監督規程（昭和54年4月1日施行）」及び「県工事安全管理監督実施要綱（平成17年4月1日施行）」に基づき、安全管理監督職員を約200名配置し、各課（室）・地方公所毎に安全管理監督職員が実施するとともに、各地区労働災害防止連絡会議による合同安全点検及び外部専門家等による安全点検を実施します。
（令和5年度点検実績：818箇所点検）

【令和6年度の取組】

- ・「墜落、転落」は、「滑り」「踏み外し」「つまづき」など作業環境に起因する事故が多いことから、作業環境の向上に向けた安全点検を実施し、更なる労働災害防止を図ります。特に、はしごからの墜落、転落が見られているため、引き続き重点的に注意を促していきます。
- ・「飛来、落下」や「挟まれ、巻き込まれ」は、バックホウなどの重機作業中に多く発生していることから、適正な手順等が作業計画書や作業手順書に記載されているか確認を行います。
- ・安全点検については、全発注工事で最低年1回以上実施することとします。
また、作業手順書・作業計画書の記載に曖昧な部分がないかなどの確認と、下請未承認の作業員がいないか現場従事作業員の所属確認を実施します。

[安全点検の重点ポイント]

- 墜落・転落・・・墜落制止用器具の使用状況の確認、昇降設備の固定等、2段手すり及び幅木等の設置の確認、作業床の幅及び床材間隙の確認等、原則フルハーネスの着用を徹底

- 崩壊・倒壊・・・切土盛土勾配、土留先行工法等
- 挟まれ・巻き込まれ・・・重機と人の分離、合図者配置、クレーン等安全規則の遵守等
- 飛来・落下・・・適切な玉掛け用具を使用し敷鉄板等の落下を防止
- 建設機械等の転倒・・・作業環境の確認（脆弱箇所や不安定箇所での作業禁止等）
- 建設機械による架空線や埋設物等との接触防止対策の確認
- 第三者に対する作業場の立入禁止対策の確認
- 保安施設、注意看板等の適正な設置状況の確認
- 4S（整理・整頓・清掃・清潔）の徹底、注意喚起を促す掲示などによる「危険の見える化」の徹底、作業内容に適した防滑靴等の着用徹底

ロ 安全衛生管理計画等の指導徹底

現場の実態を踏まえた施工計画書を作成するよう監督職員が指導します。施工計画書の安全衛生管理計画に関する事項（宮城県土木部制定施工計画書作成要領（案）に規定）については、監督職員だけでなく安全管理監督職員等を含めて確認します。

また、安全衛生管理に関する施工業者の実施状況については、施工計画書、作業手順書や施工体系図等の工事関係書類及び施工体制の点検等により内容を確認のうえ、安全衛生管理の履行の指導徹底を図ります。

特に、作業手順書等に作業手順が詳細に記載されておらず、記載にない作業を行った際に事故が発生している事案が見られることから、作業手順書や施工計画書について、記載内容を確認するとともに、詳細に記載するように注意喚起を図ります。

ハ 元請負業者と下請負業者との適正な契約締結の徹底

建設業法に基づく立入検査等を通じ、一括下請負の禁止や技術者の専任配置等に関する法令遵守の徹底を図るとともに、元請負業者と下請負業者との間で対等な関係による適正な契約が締結されるよう、「宮城県建設工事元請・下請関係適正化要綱」に基づき、双方が遵守すべき事項について指導徹底を図ります。

特に、固定費であるべき法定福利費（健康保険、厚生年金保険、雇用保険の保険料）が受注競争のため変動費化していることが懸念されているため、法定福利費の条件明示及び不正の疑いあるものについては、必要な措置を実施していきます。

また、下請けの承認を得ていない業者に工事の一部を施工させる事案（契約違反）が見られることから、受発注者とともに、現場に従事している作業員の所属確認等について、全工事で最低1回実施します。

ニ 一人親方等の安全及び健康の確保

平成29年3月に「建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律（建設職人基本法）」が施行されたことを踏まえ、「宮城県における建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する計画」を策定し、建設工事従事者の安全及び健康の確保を推進しています。

特に、一人親方等に関しては労働安全衛生法が適用されないため、業務中の被災を把握した場合、労働基準監督署へ情報提供し関係機関及び関係団体と共有して実情を把握します。

また、一人親方等は労災保険の対象とならないことから、講習会等で周知し労災保険の特別加入制度への加入促進等の徹底を図ります。

ホ 安全衛生管理の手引きの活用等

発注者向けに、現場安全点検における是正指導事例や、労働災害別の安全衛生管理

方法をまとめた「監督員のための安全衛生管理の手引き」を積極的に活用し、元請負業者及び下請負業者等（一人親方等の個人事業者を含む）の工事関係者の安全衛生管理技術の向上を支援します。

また、厚生労働省で公表している「職場のあんぜんサイト」（職場の安全を応援する情報発信サイト）を活用するなど、事故防止に向けた情報収集に努めます。

②研修機会の拡充

イ 安全講習会等の実施

令和6年度目標

- ・最重要テーマに対応した安全講習会等を約30回開催します。

各地区労働災害防止連絡会議主催の施工業者を対象にした安全管理講習会と、発注機関毎の安全管理講習会を実施します。（令和5年度研修会実績：25回）

令和5年は、30代から60代の幅広い世代から労働災害が多く発生していることや10年以上の経験豊富な労働者による事故が多発していることを踏まえ、各年代で発生しやすい事故や経験豊富な作業員を対象とした安全講習会を開催します。

【令和6年度の取組】

- ・重点事項に対応した安全講習会等を約30回開催します。

令和6年度講習会テーマ（予定）

講習テーマ	内容
墜落、転落 ＜重点事項1＞	原則、フルハーネス型墜落制止用器具の使用義務や法令等について
挟まれ、巻き込まれ ＜重点事項1＞	事故が多い吊り作業中の安全衛生のポイントについて
安全衛生教育の徹底 ＜重点事項2＞	経験が豊富な作業員の事故事例 高年齢労働者の典型的な労働災害について
下請に関する手続きの徹底 ＜重点事項3＞	下請に関する手続き等について
公衆災害 ＜重点事項4＞	災害防止対策等、事故事例について

ロ 安全管理研修の実施

発注者対象の安全管理研修においては、特に若手職員を中心とし、講習・勉強会を開催します。講師は、労働基準監督署、安全衛生管理士、安全衛生コンサルタント等に依頼し、工事発注者としてのスキルアップを図ります。

また、安全パトロールは、安全管理監督職員と工事監督員（若手職員等）による合同パトロールとし、実践的な安全点検の実施能力の向上を図ります。

ハ 労働安全衛生マネジメントシステム（OHSMS）の普及

職場における労働安全衛生水準の一層の向上を図るため、安全衛生に係るリスクの低減に効果的で、連続かつ継続的な安全衛生活動を自主的に行う安全衛生管理の仕組みである「労働安全衛生マネジメントシステム（OHSMS：Occupational Health& Safety Management System）」について、安全講習会等を通じて普及・定着を図ります。（※平成30年3月には国際規格であるISO45001が発行されている。）

ニ 継続教育（CPD）の普及

各地区労働災害防止連絡会議で開催する請負業者向け安全講習会を継続教育（CPD：Continuing Professional Development：技術者の継続的な専門教育）対象と位置づけて、受講者が配置技術者となった場合の労働安全衛生の意識向上を図ります。

③安全情報の一般公開

イ 工事現場のオープン化

県発注工事において建設関係団体と連携し、工事現場の見学会などを行うことで、建設業の魅力を発信することで、建設業のイメージアップを図っていきます。

また、注目度の高い工事現場では、各団体、学校等からの現場見学希望について積極的に対応するとともに、広報活動（工事説明の看板設置等）を推進し、県民が見学できる公開型工事現場の実現を目指します。

ロ 安全情報公開の促進

宮城県県のホームページ等の情報提供手段を利用し、県工事における労働災害発生状況や事故防止対策の取組など建設工事に関する安全情報を広く一般に公開します。

併せて、現場見学会の実施状況についても、ホームページに掲載し、安全情報公開の促進を図ります。

④優れた施工業者の選定

イ 入札制度における安全管理の評価

総合評価落札方式における評価項目のうち、施工計画及び技術提案等の評価において、現場条件を踏まえた安全管理を適切に評価します。

ロ 工事成績への適正な加点

「県工事成績調書におけるリスクアセスメントの加点措置要領（平成 25 年 4 月 1 日施行）」に基づき、リスクアセスメントを実施した場合、工事成績調書の創意工夫の項目で最大 2 点を加点します。

また、安全管理が不適切な場合には、工事成績評定で減点するとともに、監督職員からの文書による改善指示が行われた場合には「企業評価（不誠実な行為）データベース」に記載し、総合評価落札方式における企業評価の一項目である「不誠実な行為」へ反映させていきます。

ハ 工事関係者の表彰

- ・建設工事事務事故防止優良者表彰

「宮城県建設工事事務事故防止優良者表彰事務取扱要領（平成 3 年 1 月 11 日施行）」に基づき、工事における安全管理に対する取組が優良な現場代理人を表彰します。

（令和 5 年度実績：196 人）

なお、特に優良な現場代理人は、東北地方安全施工推進大会（SAFETY）（国土交通省東北地方整備局との共催）に推薦します。

- ・優良専門工事業者表彰

現場で活躍している下請の専門工事業者の取組を評価し表彰を行います。

（令和 5 年度実績：84 社）

ニ 安全管理措置の不徹底に対する罰則

「建設工事入札参加登録業者等指名停止要領（令和 2 年 4 月 1 日施行）」に基づき、安全管理措置の不適切についての措置要件に該当するときは、情状に応じて期間を定

め指名停止等の措置を行います。

また、建設工事入札参加登録資格審査（主観的事項）において、指名停止を受けた事業者を減点評価します。（過去2年間分、月数×-10点）

（２）労働災害の防止

①労働災害の予防

イ リスクアセスメントの実施に向けた取組

平成18年4月に改正された、「労働安全衛生法第28条の2及び同第2項」に基づいて厚生労働省より通達された「危険性又は有害性の調査等に関する指針」に従い、リスクアセスメントの実施に向けた取組を継続します。

【対象】全ての工事

- ・リスクアセスメントの施工計画書への記載
- ・リスクアセスメントの現場での実施
- ・工事成績評定への加点

ロ 快適な職場環境づくりに向けた取組

仕事による疲労やストレスを感じる事のない働きやすい快適な職場環境づくりの導入に向けて、労働安全衛生法第71条の3の規定により厚生労働大臣から公表された「快適職場指針」に基づき、以下の項目について取組みます。

- ・作業環境の管理
- ・作業方法の改善
- ・労働者の心身の疲労の回復を図るための施設・設備の設置・整備
- ・その他の施設・設備の維持管理

特に、高齢者の労働災害が多いことを踏まえ、労働者に配慮した以下の作業方法や作業環境の改善に向けた取組を推進します。

- ・墜落・転落災害防止のため、高所作業時は十分な作業床を確保することや、高所で作業していたものを地上で作業しクレーン等で設置するなど、労働者に配慮した指導を行います。
- ・転倒災害を防止するため、安全点検等で段差をなくす対策や滑りにくい材質にするなど指導を行います。
- ・エイジフレンドリーガイドライン（※厚生労働省作成。概要版を18ページに添付）に基づき、高齢者労働災害防止対策の取組事例等を講習会等にて紹介し、快適な職場環境づくりに努めます。

女性技術者の登用の促進や女性が働きやすい職場環境の整備などを目的に「女性活躍推進モデル工事」を実施します。

インターネットを介した打合せ（ウェブ会議）、ウェブカメラを活用した遠隔臨場による現場立会、工事情報共有システム（ASP）の活用など、移動時間の削減等による業務の効率化を図ります。

ハ 安全作業を可能とする新技術・新工法の積極的な活用

調査・測量から設計・施工・維持管理までのあらゆるプロセスでICT等を活用して建設生産システム全体の生産性向上を目的に取り組む「i-Construction」について、国土交通省及び建設関係団体等と積極的に連携を図ると共に、総合評価落札方式の生産性向上において最大2点の加点評価し取組を推進します。

ICTの全面的な活用（ICT土工等）について、BIM/CIMによる3次元データの活用やICT建機による施工などについて積極的に活用を促進していきます。

②労働災害の再発防止

イ 事故調査

事故が発生した場合は、各部局における安全対策委員会を、それぞれの設置要綱及び運営要領に基づき開催し、類似事故の再発防止対策等に反映します。

休業4日以上、全治30日以上等の事故が発生した場合は、事故報告書の提出を徹底し、是正措置及び再発防止対策を確実に実施します。

ロ 建設工事事故データベース等の活用

県発注工事で発生した労働災害の起因別等の統計データや、国土交通省で運用している建設工事事故防止データベース（SAS）を活用し、事故発生原因等の調査・分析を行い、その結果を安全講習会等で周知するなど、労働災害の再発防止に努めます。

③工事発注者としての取組

イ 安全を考慮した適正な経費の計上

工事の発注に当たっては、適正な労務及び資材単価のもと、現場の実態に即した施工条件を踏まえ、施工時の安全衛生を確保するために必要となる適正な経費を計上するとともに、必要な事項を特記仕様書等に条件明示します。

また、各部局の安全対策委員会等を活用し、工事発注時、現場条件の変更時等の各段階において、安全に配慮した設計内容を審査して建設工事における事故を予防します。

ロ 適切な工期の設定及び工事発注の平準化

工事発注にあたっては、施工者が安全衛生に配慮した余裕のある施工管理を行えるように、週休2日の徹底、労働時間の短縮、工事の規模、難易度や地域の実情、不稼働日等を踏まえた適正な工期の設定を行うとともに、一時期に工事が過度に集中することを避けるため、債務負担行為、ゼロ県債及び繰越の柔軟な運用等を有効活用し、発注・施工時期の平準化を図ります。

工期設定支援システムを活用した工期設定などを活用し、適切な工期設定に向けて取り組んでいきます。

ハ 施工条件や工事内容の変更への対応

当初の施工計画に対し施工方法等に変更が生じた場合は、変更施工計画書の事前提出について徹底を図ります。

また、施工条件等の変化や、施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない場合などにおいて、やむを得ず工事内容の変更を行う場合には、「設計変更ガイドライン」及び「工事一時中止ガイドライン」に基づき、安全衛生対策の見直しを含め、適切に工事内容の変更や工事一時中止の手続きを行い、それに伴って必要となる経費や適切な工期の変更を行います。

ニ 建設業における働き方改革の推進

建設工事従事者の安全の確保については、労働安全衛生法令等の遵守に加え、受発注者が一体となった労働災害に向けた取組の促進が必要です。その前提として、建設工事従事者の処遇の改善及び地位の向上に資する以下の取組を、令和3年3月に策定した「第3期みやぎ建設産業振興プラン」と連携して展開します。

- ・適切な賃金水準の確保
- ・建設キャリアアップシステム（CCUS）の活用促進
- ・社会保険加入対策の更なる強化
- ・技能者の雇用形態の明確化・安定化

- ・計画的な休暇取得の推進
- ・建設工事従事者の安全及び健康確保

また、令和元年施行の働き方改革関連法に伴い、時間外労働の上限規制が見直され、建設業は令和6年4月から適用となることから、発注者として週休2日を確保した適正な工期の設定を徹底するほか、働き方改革の各種取組に努めていきます。

ホ 各部局、各事務所における目標設定及び具体的な取組の実施

各部局（土木部、農政部、水産林政部、企業局）の各事務所において、型別傾向を踏まえた安全管理目標及び具体的な取組内容を定め、さらなる事故防止体制の確立を図ります。

なお、作成する安全管理目標については、数値目標を設定し目標達成に向けた具体的な取り組みを記載し、実施していきます。

また、作成した安全管理目標は、下記のとおり実施します。

- ・各事務所で掲示し、土木部事業管理課HPにも掲載します。
- ・受注者へ配布して周知を図るとともに、現場事務所への掲示及び安全衛生教育等で下請業者を含む作業員全員へ周知するよう依頼する。

(3) 安全管理体制の充実

①安全管理体制の充実

イ 安全管理監督職員の配置

県工事の工事発注担当各課・各公所に安全管理監督職員を配置し、各課・各公所の安全点検や安全講習会の実施及び関係機関との連絡体制を確立します。

ロ 専門家や関係機関との連携

建設工事関係者ゼロ推進連絡会議において、労働災害の発生状況及び建設業における労働災害防止対策、並びに建設業に対する監督指導等について情報交換や協議等を行います。

また、各地区労働災害防止連絡会議を開催するとともに、それぞれの計画に基づき、合同パトロールや県工事における労働災害防止に関する安全管理講習会を行います。

ハ 国や関係団体との連携による取組

平成24年12月から、みやぎ復旧・復興工事ゼロ災運動推進協議会を設置し、宮城労働局・労働基準監督署、建設団体、発注機関等が協働して「みやぎ復旧・復興工事ゼロ災運動」を展開してきましたが、平成30年3月末に同協議会が終了したことに伴い、これまで設置されていた既存の連絡会議や同協議会を一本化した「建設工事関係者ゼロ災推進連絡会議」（事務局：宮城労働局）が平成30年度から開始しました。

宮城県としては令和6年度も引き続き、建設工事関係者ゼロ災推進連絡会議と連携し、安全衛生活動への取組を推進していきます。

建設工事関係者ゼロ推進連絡会議について

○みやぎ復旧・復興工事ゼロ災運動推進協議会

【構成員】

宮城労働局
東北整備局仙台河川国道事務所
東北農政局
宮城県
建設団体等

○建設工事関係者ゼロ推進連絡会議

【構成員】

宮城労働局
東北地方整備局
東北農政局
宮城県
建設団体等

建設工事関係者ゼロ推進連絡会議の目的

発注機関、施工者、労働災害防止行政関係者で構成する会議を設置し、安全衛生に配慮した発注の促進、統括安全衛生管理の徹底のための安全衛生パトロールの実施等の取組を協議し、合意したものを実行に移していくことにより、建設工事における労働災害の一層の減少を図る。

高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン概要

(エイジフレンドリーガイドライン)

厚生労働省HPより

このガイドラインは、高齢労働者が安心して安全に働ける職場環境づくりや労働災害の予防的観点から、高齢労働者の健康づくりを推進するために、高齢労働者を使用する又は使用しようとする事業者と労働者に取組が求められる事項を具体的に示すものです※。

※ 請負の形式による契約により業務を行う者についても参考にすることを期待

背景・現状

- 労働災害による休業4日以上死傷者数のうち、60歳以上の労働者の占める割合が増加傾向。
(平成30年は26.1%)
- 労働者千人当たりの労働災害件数(千人率)では、男女ともに若年層に比べ高年齢層で相対的に高い。
(25~29歳と比べ65~69歳では男性2.0倍、女性4.9倍)

<年齢別・男女別の労働災害発生率(千人率)平成30年>



➡ 高齢労働者が安心して安全に働ける職場環境づくり等が重要

※経済財政運営と改革の基本方針(令和元年6月閣議決定)において「サービス業で増加している高齢者の労働災害を防止するための取組を推進する」ことが盛り込まれている。

求められる取組

- 事業者** 高齢労働者の就労状況や業務の内容等の実情に応じて、国や関係団体等による支援も活用して、**実施可能な労働災害防止対策に積極的に取り組むよう努める。**
- 労働者** 事業者が実施する労働災害防止対策の取組に協力するとともに、**自己の健康を守るための努力の重要性を理解し、自らの健康づくりに積極的に取り組むよう努める。**

事業者に求められる取組

(1~5のうち法令で義務付けられているものに必ず取り組むことに加えて、実施可能なものに取り組む)

- 1 安全衛生管理体制の確立等
 - 経営トップ自らが安全衛生方針を表明し、担当する組織や担当者を指定
 - 高齢労働者の身体機能の低下等による労働災害についてリスクアセスメントを実施
- 2 職場環境の改善
 - 照度の確保、段差の解消、補助機器の導入等、身体機能の低下を補う設備・装置の導入
 - 勤務形態等の工夫、ゆとりのある作業スピード等、高齢労働者の特性を考慮した作業管理
- 3 高齢労働者の健康や体力の状況の把握
 - 健康診断や体力チェックにより、事業者、高齢労働者双方が当該高齢労働者の健康や体力の状況を客観的に把握
- 4 高齢労働者の健康や体力の状況に応じた対応
 - 健康診断や体力チェックにより把握した個々の高齢労働者の健康や体力の状況に応じて、安全と健康の点で適合する業務をマッチング
 - 集団及び個々の高齢労働者を対象に身体機能の維持向上に取り組む
- 5 安全衛生教育
 - 十分な時間をかけ、写真や図、映像等、文字以外の情報を活用した教育を実施
 - 再雇用や再就職等で経験のない業種や業務に従事する場合には、特に丁寧な教育訓練



労働者に求められる取り組み

- 自らの身体機能や健康状況を客観的に把握し、健康や体力の維持管理に努める
- 日頃から運動を取り入れ、食習慣の改善等により体力の維持と生活習慣の改善に取り組む

国・関係団体等による支援の活用

- (1) 中小企業や第三次産業における高齢労働者の労働災害防止対策の取組事例の活用
- (2) 個別事業場に対するコンサルティング等の活用
- (3) エイジフレンドリー補助金等の活用(令和2年度創設予定)
- (4) 社会的評価を高める仕組みの活用(安全衛生優良企業公表制度、あんぜんプロジェクト等)
- (5) 職域保健と地域保健の連携及び健康保険の保険者との連携の仕組みの活用